

1 第 42 条の 12 の 7 《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

令和 6 年度の税制改正において、戦略分野国内生産促進税制が創設された（措法 42 の 12 の 7 ⑦～⑫、⑰～⑳）。

(1) 制度の概要

本制度は、次のイ及びロの措置で構成されている。

イ 半導体に係る措置

青色申告書を提出する法人で産競法等改正法の施行の日（令和 6 年 9 月 2 日）から令和 9 年 3 月 31 日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る認定事業適応事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品のうち半導体の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「半導体生産用資産」という。）の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後 10 年を経過する日までの期間（イにおいて「対象期間」という。）内の日を含む各事業年度において、その半導体生産用資産により生産された半導体のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額と、その半導体生産用資産及びこれとともにその半導体の生産をするために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その半導体生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとされた。

なお、控除を受ける金額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（措法 42 の 12 の 7 ④⑤）及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制（措法 42 の 12 の 7 ⑥）の税額控除額と合計してその事業年度の調整前法人税額の 20%を上限とし、税額控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとされた（措法 42 の 12 の 7 ⑦～⑨）。

ロ 特定産業競争力基盤強化商品に係る措置

青色申告書を提出する法人で産競法等改正法の施行の日（令和 6 年 9 月 2 日）から令和 9 年 3 月 31 日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る認定事業適応事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体を除く。以下「特定産業競争力基盤強化商品」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「特定商品生産用資産」という。）の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日からその認定の日以後 10 年を経過する日までの期間（ロにおいて「対象期間」という。）内の日を含む各事業年度において、その特定商品生産用資産により生産された特定産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間

において販売されたものの数量等に応じた金額と、その特定商品生産用資産及びこれとともにその特定産業競争力基盤強化商品の生産をするために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額（その特定商品生産用資産について既に本措置により調整前法人税額から控除された金額及び繰越控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとされた。

なお、控除を受ける金額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（措法 42 の 12 の 7 ④⑤）、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（措法 42 の 12 の 7 ⑥）及び上記イの措置の税額控除額と合計してその事業年度の調整前法人税額の 40%を上限とし、税額控除限度超過額は 4 年間の繰越しができることとされた（措法 42 の 12 の 7 ⑩～⑫）。

(2) 税額控除限度額に係る税額控除の不適用措置

本制度における税額控除限度額に係る税額控除は、次のイ及びロの要件のいずれにも該当しない事業年度については、適用できないこととされた。ただし、次のハの場合に該当する場合には、次のイ及びロの要件のいずれにも該当しない事業年度であっても、本制度における税額控除限度額に係る税額控除を適用できることとされた（措法 42 の 12 の 7 ⑱）。

イ 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 1 % 以上であること。

ロ 次の(イ)の金額が次の(ロ)の金額の 40%相当額を超えること。

(イ) その法人がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度の終了の日において有するものの取得価額の合計額

(ロ) その法人の有する減価償却資産につきその事業年度において償却費として損金経理をした金額の合計額

ハ その事業年度の所得の金額がその事業年度の前事業年度の所得の金額以下である場合（その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合に限る。）